

**鳥取県告示第 122 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務  
鳥府志図録販売代金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県立公文書館  
次長 川上 敬賀
- 3 委任期間  
平成 19 年 2 月 16 日から同年 3 月 31 日まで